

埼玉県生活環境保全条例が定める 作業場等における騒音・振動規制

規制対象作業場

- 1 廃棄物、原材料等を保管するために屋外に設けられた場所
(150 m²以上であるもの)
- 2 自動車駐車場(20 台以上駐車できるもの)
- 3 トラックターミナル

◆騒音の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分			
		朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 (午前8時～ 午後7時)	夕 (午後7時～ 午後10時)	夜 (午後10時～ 午前6時)
1種	第1種中高層住居専用地域	45	50	45	45
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	50	55	50	45
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
4種	工業地域 工業専用地域	65	70	65	60

- (注) 1 表に掲げた値は工場・事業場または作業場の敷地境界における基準値です。
- 2 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とします(第1種区域は除く)。
- 3 第2種区域の用途地域の指定がされていない区域における都市計画法第 29 条第 1 項第 5 号、第 34 条第 6 号または第 34 条の 2 第 1 項に規定する開発行為(工業の用に供する目的で行うものに限る)に起因して、当該区域について第2種区域に係る規制基準を適用することが適当でない認められるに至ったときは、当該区域について適用すべき規制基準は、別に定めるものとします。

◆振動の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼 (午前8時～ 午後7時)	夜 (午後7時～ 午前8時)
1種	第1種低層住居専用地域	60	55
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域 用途地域の指定のない区域		
2種	近隣商業地域	65	60
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 1 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。

2 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とします。